

第 12 期

# 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日



開催  
日時

2023年6月27日(火曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時15分)

開催  
場所

東京都中央区銀座二丁目3番6号  
銀座並木通りビル6階  
**Le chic unjour**  
(ラシック アンジュール)

## ● 議案

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

## 目次

第12期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告書	46

ウェルビー株式会社

証券コード: 6556

証券コード 6556

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座二丁目3番6号

**ウェルビー株式会社**

代表取締役社長 大 田 誠

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corporate.welbe.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、後記の議決権行使についてのご案内に従って、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）

2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目3番6号  
銀座並木通りビル6階  
Le chic unjour（ラシック アンジュール）

3. 目的事項  
報告事項

1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権  
行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後6時まで

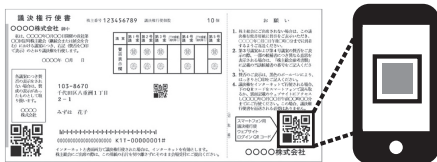
議決権行使  
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



## 「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。  
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## ❗ ご注意事項

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書用紙（郵送）と電磁的方法（インターネット等）による方法の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

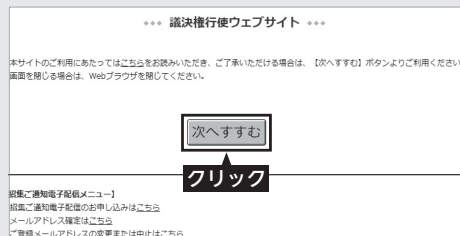
## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く  
午前9時～午後9時)

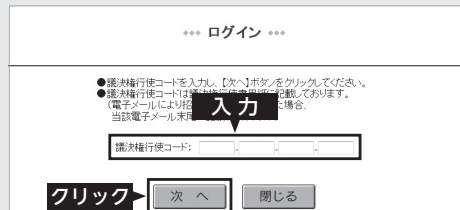
## アクセス手順について

### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



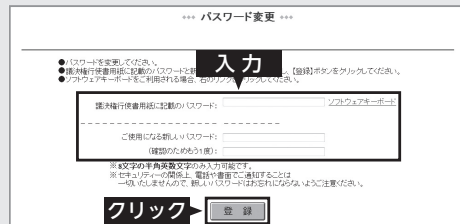
「次へすすむ」をクリック

### 2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

### 3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 議決権行使についてのご案内

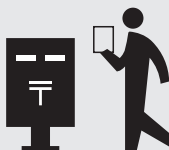
## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2023年6月27日（火曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2023年6月26日（月曜日）午後6時必着

### インターネット等による議決権行使

前頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2023年6月26日（月曜日）午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役の候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況 (2023年3月期)
1	再任 大田 誠 おお た まこと	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	再任 千賀 貴生 せん が たか お	取締役副社長 兼管理本部長	100% (13回/13回)
3	再任 中里 英之 なか ざと ひで ゆき	取締役 福祉サービス事業部長	100% (13回/13回)
4	再任 伊藤 浩一 い とう こう いち	取締役 事業企画部長	100% (13回/13回)
5	再任 当麻 拓生 とう ま たく お	取締役 就労移行支援部長	100% (10回/10回)
6	再任 神庭 重信 かん ば しげ のぶ	社外 独立役員 社外取締役	100% (13回/13回)

1

おお た まこと  
**大田 誠**

(1972年4月22日生)

再任

所有する当社株式の数 11,872,900株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年4月 (株)武蔵野銀行 入行	2008年11月 同社 取締役副社長
2002年11月 T A C(株) 入社	2010年12月 バイオメディカ・ソリューション(株) 代表取締役社長
2004年11月 テラ(株) 取締役管理部長	2011年12月 当社設立、代表取締役社長(現任)
2007年1月 同社 取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長	2015年5月 テラ(株) 取締役
2007年5月 同社 取締役副社長兼管理本部長	2021年6月 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役(現任)

### 取締役候補者とした理由

大田誠氏は、2011年の創業以来、当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

2

せん が たか お  
**千賀 貴生**

(1976年8月3日生)

再任

所有する当社株式の数 1,732,900株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1998年8月 T A C(株) 入社	2015年7月 (株)スパイラルコンサルティング 代表取締役社長
2001年8月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所	2016年6月 (株)ソフトフロント(現 (株)ソフトフロントホールディングス) 監査役
2005年7月 (株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役副社長	当社 取締役管理本部長兼経理財務部長
2009年11月 (株)ジェイエエヌ(現 (株)ジンズホールディングス) 監査役	2017年12月 取締役副社長兼管理本部長(現任)
	2021年6月 ウェルビーヘルスケア(株) 代表取締役社長(現任)

### 取締役候補者とした理由

千賀貴生氏は、取締役副社長兼管理本部長として、豊富な知識と経験を活かし、管理本部機能の強化に貢献しております。今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

3

なか ざと ひで ゆき  
**中里 英之**

(1972年4月7日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

350,000株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1995年4月 (株)武蔵野銀行 入行  
 2013年5月 当社入社 第3事業部長  
 2014年7月 執行役員第2事業部長  
 2015年11月 専務執行役員  
 2016年6月 取締役療育事業部長  
 2018年12月 取締役

2020年6月 (株)アイリス 取締役  
 2021年4月 同社 代表取締役社長 (現任)  
 2021年7月 取締役福祉サービス事業部長 (現任)  
 2021年10月 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役  
 2022年10月 (株)ハピネスカムズ 代表取締役 (現任)  
 2022年12月 (株)ナオン、(株)クロヤマ (現 ウェルビーナーシング(株)) 代表取締役 (現任)

### 取締役候補者とした理由

中里英之氏は、療育事業の立ち上げに関わるなど、事業部門の責任者として豊富な経験と知識を有しており、今後も引き続き、取締役として、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

4

い とう こう いち  
**伊藤 浩一**

(1976年12月17日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

820,000株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 東京ビジネスサービス(株) 入社  
 2001年5月 (株)ワークデータバンク (現 WDBホールディングス(株)) 入社  
 2002年4月 セレスター・レキシコ・サイエンシズ(株) 入社  
 2007年10月 テラ(株) 入社  
 2012年4月 当社入社  
 2012年11月 執行役員第1事業部長  
 2014年10月 執行役員総合企画部長

2015年7月 執行役員事業企画部長  
 2019年3月 社長室長  
 2019年6月 取締役  
 2020年4月 取締役事業企画部長 (現任)  
 2020年6月 (株)アイリス 取締役 (現任)  
 2022年10月 (株)ハピネスカムズ 取締役 (現任)  
 2022年12月 (株)ナオン、(株)クロヤマ (現 ウェルビーナーシング(株)) 取締役 (現任)  
 2022年12月 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役 (現任)

### 取締役候補者とした理由

伊藤浩一氏は、創業初期に当社に入社して以来、事業開拓やマーケティングの分野を中心に当社の業績に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。



5

とう ま たく お  
当麻 拓生

(1967年2月23日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

0株

## ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年4月	(株)武蔵野銀行 入行	2020年4月	同行 総合企画部長
2015年4月	同行 日高支店長	2021年8月	当社入社 就労移行支援部長
2016年4月	同行 地域サポート部ソリューション営業 室長	2022年6月	取締役就労移行支援部長(現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

当麻拓生氏は、前歴の銀行勤務において、長年にわたり経営企画業務に携わっておりました。当社入社後は、就労移行支援部長として事業部門の強化に大きく貢献しており、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現する上で適切な人材であると判断し、取締役候補者としております。

### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年9月 慶應義塾大学病院精神神経科学教室 入局  
 1982年1月 米国メイヨークリニック(薬理学、精神科) 留学  
 1987年5月 慶應義塾大学医学部 助手、講師を歴任

1996年9月 山梨医科大学 (現 山梨大学) 医学部精神神経  
 医学講座 教授  
 2004年4月 九州大学大学院医学研究院  
 精神病態医学分野 教授  
 2019年4月 同大学 名誉教授 (現任)  
 2019年6月 当社 取締役 (現任)

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神庭重信氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しており、学術的かつ臨床的な視点を踏まえた客観的な立場から経営を監督していただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神庭重信氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 神庭重信氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 当社は、神庭重信氏が原案どおり選任され就任した場合、同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役现就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役渡辺絵理氏、北康利氏及び佐藤仁良氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 (2023年3月期)	監査等委員会への出席状況 (2023年3月期)
1	<b>再任</b> 渡辺 絵理	取締役 (常勤監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
2	<b>再任</b> 北 康利	<b>社外</b> <b>独立役員</b> 社外取締役 (監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)
3	<b>再任</b> 佐藤 仁良	<b>社外</b> <b>独立役員</b> 社外取締役 (監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (13回/13回)

<b>1</b>	渡辺 絵理 (1985年2月11日生)	<b>再任</b>	<b>所有する当社株式の数</b>	60,300株
----------	---------------------	-----------	-------------------	---------

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2005年4月	スターツ株式会社	入社	2015年7月	管理部次長
2007年4月	ナイガイ株式会社	入社	2015年11月	管理部部長代理
2012年4月	当社	入社	2018年6月	総務人事部副部長
2014年7月	管理部	管理課課長	2020年6月	内部監査室副室長
			2021年6月	取締役 常勤監査等委員 (現任)

### 監査等委員である取締役候補者とした理由等

渡辺絵理氏は、創業初期に入社して以来、管理部門及び内部監査部門に携わり、監査に関する豊富な知識と経験を有しており、これを当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

2

きた  
北やす とし  
康利

(1960年12月24日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式の数

10,000株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行  
 1994年11月 富士証券(株) (現 みずほ証券(株)) 入社  
 2008年6月 (株)北康利事務所 代表取締役 (現任)  
 2016年4月 京阪プライベート・リート投資法人 監督役員 (現任)

2016年6月 当社 社外取締役  
 2019年6月 当社 監査役  
 2021年6月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北康利氏は、金融機関等での豊富な経験から、財務及び会計を含む経営全般に関する相当程度の知見・見識を有し、また、評伝作家としての深い洞察を有しており、これを当社の経営全般の監査に活かしていただけると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

さ どう  
佐藤まさ ふみ  
仁良

(1980年4月28日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式の数

15,000株

### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年10月 司法試験合格  
 2004年4月 最高裁判所 司法修習生  
 2005年10月 弁護士登録 沼田法律事務所 入所  
 2008年6月 TGSパートナーズ法律事務所 パートナー  
 弁護士

2016年6月 当社 監査役  
 2017年3月 リーガルストラテジー法律事務所  
 パートナー弁護士 (現任)  
 2021年6月 当社 社外取締役 監査等委員 (現任)  
 2022年12月 ウェルビーヘルスケア(株) 監査役 (現任)

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

佐藤仁良氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しており、企業法務の専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督・監査を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 北康利氏及び佐藤仁良氏は、社外取締役候補者であります。
3. 北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 北康利氏の当社での監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 佐藤仁良氏の当社での監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 北康利氏及び佐藤仁良氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届けており、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となる予定です。
7. 当社は、渡辺総理氏、北康利氏及び佐藤仁良氏が原案どおり選任され就任した場合、各氏との間で当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。
8. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。被保険者の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づき付議しております。また、監査等委員会がR S M清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、R S M清和監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査体制について検討を行った結果、適任であると判断したものです。会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次のとおりであります。

名称	R S M清和監査法人		
事務所	東京事務所	東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館4階	
	神戸事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビルヂング1階	
沿革	2004年3月	設立	
	2010年5月	R S M Internationalと業務連携	
概要	構成人員	社員 (公認会計士) 職員 (公認会計士) (公認会計士試験合格者等) (監査補助職員) (その他事務職員等)	16名 52名 20名 13名 13名
	合計		114名
	監査関与会社数		129社
	資本金		35百万円

(2023年4月1日現在)

(ご参考)

第1号議案及び第2号議案が承認された場合、本株主総会終了後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位及び役職	特に期待するスキル・専門的な分野					
		企業経営	当社事業に関する知見	マーケティング・営業	財務会計	法務・コンプライアンス	ESG
大田 誠	代表取締役社長	○	○	○			○
千賀 貴生	取締役副社長	○	○		○	○	○
中里 英之	取締役	○	○	○			○
伊藤 浩一	取締役		○	○			○
当麻 拓生	取締役		○	○			○
神庭 重信	社外取締役／ 独立役員		○			○	○
渡辺 絵理	取締役（監査等委員）		○			○	○
北 康利	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員	○			○	○	○
佐藤 仁良	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員					○	○
野口 由美子	社外取締役（監査等委員）／ 独立役員				○	○	○

以上

# 事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しています。ただし、世界的に金融引締めが進む中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く障害福祉業界においては、わが国の障害者の総数は964.7万人となり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、2020年10月から2021年10月までのサービス利用者数の伸び率は全体で6.0%となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は7.5%、障害児の伸び率は11.7%であり、とりわけ高い伸び率となっております（厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」、2022年）。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。さらに、民間企業に義務づけられている障害者の雇用率について、厚生労働省は障害者の働く場をさらに確保するため現在の2.3%から、2024年4月には2.5%に、2026年7月には2.7%に引き上げることを2023年1月18日の労働政策審議会（障害者雇用分科会）で決定したことに鑑み、更なる障害者雇用に対する高いニーズが見込まれます。

このような事業環境の中、当社グループでは、障害福祉事業において、引き続き全国規模で事業所の継続拡大を進めていく中で、当連結会計年度においては、新たに就労移行支援事業所を11拠点、療育事業所を9拠点開設しました。さらに、第3四半期連結会計期間において群馬県に療育事業を6拠点運営している株式会社ハピネスクラムズを株式取得により子会社化した結果、当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が99拠点、療育事業所が66拠点となりました。

また、ヘルスケア事業の撤退に伴い、特別損失として事業整理損2,618,636千円を計上しました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高10,663,127千円（前連結会計年度比7.8%増）、営業利益1,766,147千円（前連結会計年度比30.1%減）、経常利益1,834,318千円（前連結会計年度比31.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失1,370,085千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益1,828,748千円）となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては、経営体制及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、誠に遺憾ながら、配当を見送らせていただくことといたします。



セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

[障害福祉事業]

障害福祉事業におきましては、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、サービス単価が上昇したことにより、売上高は堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は10,421,252千円、セグメント利益は1,711,861千円となりました。

[ヘルスケア事業]

天然アミノ酸の一種である5-アミノレブリン酸（「5-A L A」）の商品販売を行っていましたが、障害福祉事業へ注力するため、事業から撤退いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は241,875千円、セグメント利益は55,887千円となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額として1,601千円の損失が発生しております。セグメント利益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費となり、当連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、512,613千円で、その主なものは、事業所の新規開設のための有形固定資産の投資となっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 人材の確保と社員育成

当社グループは、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。

具体的には、採用においては、採用担当者を増員し採用力を強化するとともに、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。人事制度においては、障害福祉の支援員として専門性を深めていくキャリアパスだけではなく、多店舗展開を担う現場マネジメント職のキャリアパスの整備にも取り組んでまいります。

さらに、離職率低減に向けた取り組みとして、管理部門への業務集約化や各種システムの導入と整備を進め、支援員の業務負担の軽減を図ってまいります。また、従業員専用の相談窓口を設置するなど、現場の意見を経営に反映させるための取り組みを行っております。

### ② 持続的な事業展開の推進

当社グループは、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

③ 知名度の向上

当社グループは、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除きますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえ、今後は、当社グループの提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社グループは、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

④ 就職後のサービスの強化

当社グループの就労移行支援事業におきましては、当社グループのサービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、2018年4月から開始された就労定着支援事業所においては、当社グループの就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

また、利用者個人に対する公費内のサービスだけではなく、障害者雇用で課題をかかえる企業や地方公共団体に対するサービスの開発にも努め、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

⑤ カリキュラムの継続的改善

当社グループは、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、大学や医療機関等との連携を強化し知見をアップデートするとともに、最新の研究成果と環境の変化に対応したカリキュラム開発に取り組んでまいります。

⑥ 必要な法令の遵守

当社グループが展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法及び介護保険法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社グループでは、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)
売 上 高 (千円)		6,878,327	8,176,190	9,894,487	10,663,127
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	1,174,383	1,523,724	1,828,748	△1,370,085
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	42.35	53.94	63.74	△48.69
総 資 産 (千円)		4,511,219	5,473,175	11,244,050	8,246,100
純 資 産 (千円)		3,477,649	4,750,008	5,998,817	3,388,633
1株当たり純資産額 (円)		124.98	167.35	208.02	122.83

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)
売 上 高 (千円)		6,784,229	7,796,996	8,785,830	9,772,464
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	(千円)	1,200,944	1,503,666	1,551,388	△581,585
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	43.31	53.23	54.08	△20.67
総 資 産 (千円)		4,472,154	5,442,251	10,854,525	8,391,759
純 資 産 (千円)		3,504,210	4,756,512	5,770,485	3,948,801
1株当たり純資産額 (円)		125.94	167.58	200.09	143.15

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均株式数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイリス	20,100千円	100.0%	児童福祉法に基づく事業所の運営
ウェルビーヘルスケア株式会社	5,000千円	100.0%	障害者雇用関連サービス業及びヘルスケア事業
株式会社ハピネスカムズ	3,000千円	100.0%	児童福祉法に基づく事業所の運営
株式会社ナオン (※)	3,000千円	100.0%	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、居宅サービス事業の運営
株式会社クロヤマ (※)	3,000千円	100.0%	介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業等の運営

※株式会社ナオンを存続会社として2023年4月1日付で吸収合併をし、ウェルビーナーシング株式会社に商号変更しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、「就労移行支援事業」、「療育事業」及び「介護事業」からなる「障害福祉事業」と、「ヘルスケア事業」の2つを事業としております。

名称	事業内容
障害福祉事業	就労移行支援事業 主に就労移行支援事業所の運営。18歳以上65歳未満の障害や難病をお持ちのかたを対象として、就職するまでの支援と、職場定着するまでの支援を実施。
	療育事業 未就学児向けの児童発達支援事業所及び小中高生向けの放課後等デイサービス事業所の運営。個々にあわせた成長・発達をうながす指導を実施。
	介護事業 老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得の上で、利用者の身体の状態や環境に合わせた各種介護サービスを提供。
ヘルスケア事業	主に5-アミノレブリン酸（「5-A L A」）の商品の販売。 障害福祉事業に注力するため事業撤退。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本部	東京都中央区
就労移行支援事業	就労移行支援事業所が、北海道、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、石川県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県に全99事業所
療育事業	児童発達支援事業所が、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県に全28事業所 放課後等デイサービス事業所が、埼玉県、千葉県、群馬県に全12事業所 児童発達支援サービスと放課後等デイサービスの2つサービスを提供する多機能事業所が、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、福岡県に全26事業所
介護事業	有料老人ホームが福岡県、佐賀県に全2拠点 グループホームが福岡県に全2拠点

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,343名	232名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員、パートタイマー (180名) は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,227名	179名増	38.43歳	2.91年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除く) であり、臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。

**(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)**

借入先	借入残高
独立行政法人福祉医療機構	1,706百万円
株式会社三井住友銀行	650百万円
株式会社みずほ銀行	649百万円
株式会社千葉銀行	375百万円

**(11) その他企業集団の現況に関する事項**

該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 103,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,788,000株（自己株式1,227,229株を含む。）
- (3) 株主数 7,233名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
大田 誠	11,872,900	43.07
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,855,000	6.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,769,900	6.42
千賀 貴生	1,732,900	6.28
伊藤 浩一	820,000	2.97
住友生命保険相互会社	755,800	2.74
野村信託銀行株式会社（投信口）	749,900	2.72
野村證券株式会社	727,865	2.64
浜地 裕樹	550,000	1.99
SMBC日興証券株式会社	366,000	1.32

(注) 当社は、自己株式1,227,229株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元水準の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じて機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2022年8月15日の当社取締役会決議に基づき、2022年8月22日から2022年10月26日の間、市場取引により、1,227,100株（発行済株式総数に対する割合4.26%）の自己株式を総額999,935,400円で取得いたしました。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2023年3月31日現在）

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第4回新株予約権
発行議決日	2022年5月25日
新株予約権の数	240個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式24,000株
新株予約権の1個当たりの発行価額	新株予約権と引換えの金銭の払い込みは要しない
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額	83,700円（1株当たり837円）
新株予約権の行使期間	2024年5月26日から 2032年5月25日まで
新株予約権の行使条件	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、以下のイ乃至へに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使することができない。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ロ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合
  - ハ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）
  - ニ 死亡した場合
  - ホ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ヘ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

**(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要**

回次		第4回新株予約権
発行議決日		2022年5月25日
新株予約権の数		280個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式28,000株
新株予約権の1個当たりの発行価額		新株予約権と引換えの金銭の払い込みは要しない
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		83,700円（1株当たり837円）
新株予約権の行使期間		2024年5月26日から 2032年5月25日まで
新株予約権の行使条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	交付者数 2名 交付数 280個

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、以下のイ乃至へに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使することができない。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ロ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合
  - ハ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）
  - ニ 死亡した場合
  - ホ 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - ヘ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合
- (3) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

**(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 田 誠	ウェルビーヘルスケア(株) 取締役
取締役副社長	千 賀 貴 生	管理本部長 ウェルビーヘルスケア(株) 代表取締役社長
取 締 役	中 里 英 之	福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 (株)ハピネスカムズ 代表取締役 (株)ナオン 代表取締役 (株)クロヤマ 代表取締役
取 締 役	伊 藤 浩 一	事業企画部長 (株)アイリス 取締役 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役 (株)ナオン 取締役 (株)クロヤマ 取締役
取 締 役	当 麻 拓 生	就労移行支援部長
取 締 役	神 庭 重 信	九州大学名誉教授
取締役 (監査等委員)	渡 辺 絵 理	
取締役 (監査等委員)	北 康 利	(株)北康利事務所 代表取締役 京阪プライベート・リート投資法人 監督役員
取締役 (監査等委員)	佐 藤 仁 良	リーガルストラテジー法律事務所 パートナー弁護士 ウェルビーヘルスケア(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	野 口 由 美 子	(株)P O P E R 監査役 公益財団法人あすのば 理事

- (注) 1. 取締役神庭重信氏、北康利氏、佐藤仁良氏及び野口由美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は重要な社内会議等への出席等による情報収集及び共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、渡辺絵理氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は取締役神庭重信氏、北康利氏、佐藤仁良氏及び野口由美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員野口由美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当事業年度中における取締役の担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中 里 英 之	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	2022年9月30日
	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 (株)ハピネスカムズ 代表取締役	2022年10月4日
	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 (株)ハピネスカムズ 代表取締役	当社 取締役 福祉サービス事業部長 (株)アイリス 代表取締役社長 (株)ハピネスカムズ 代表取締役 (株)ナオン 代表取締役 (株)クロヤマ 代表取締役	2022年12月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
伊 藤 浩 一	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役	2022年10月4日
	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役 (株)ナオン 取締役 (株)クロヤマ 取締役	2022年12月1日
	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役 (株)ナオン 取締役 (株)クロヤマ 取締役	当社 取締役 事業企画部長 (株)アイリス 取締役 (株)ハピネスカムズ 取締役 (株)ナオン 取締役 (株)クロヤマ 取締役 ウェルビーヘルスケア(株) 取締役	2022年12月13日

7. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取締役	本谷 一輝	経理財務部長	2022年7月15日

なお、本谷一輝氏は、辞任による退任であります。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社における役員、管理職従業員及び役員と共同被告になった場合の従業員等となっております。

## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

#### ■報酬制度の基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を取締役として確保することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### ■報酬制度の体系

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ■業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬及び非金銭報酬等は支払わないものとする。

具体的には、各報酬の割合について、全取締役、次のとおりとする。

- ・基本報酬：100%、業績連動報酬：0%、非金銭報酬等：0%

#### ■決定方針の決定方法

取締役会において決議するものとする。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）、監査等委員である取締役の報酬の額は年額3,000万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役3名）です。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長大田誠が、その具体的内容の決定について委任を受け、各取締役の基本報酬（月例の固定報酬）の額を、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する権限を付与されております。このような権限委任を行う理由は、代表取締役社長が当社の全部門を統括していることから、最も適切に上記の考慮要素を評価・判断することができる立場にあるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長において、独立社外役員が過半数を占める報酬委員会に各取締役の基本報酬の額についての原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は当該答申の内容に従って各取締役の基本報酬の額を決定しなければならないこととしております。以上から取締役会は、上記のとおり委任した権限が適切に行使されていると判断しております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、この手続を経て決定されていることから、取締役会としては、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。



## ④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	97,057 (6,000)	97,057 (6,000)	— (—)	— (—)	7 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	26,856 (17,100)	26,856 (17,100)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計	123,913	123,913	—	—	11

- (注) 1. 業績連動報酬は支給していません。  
 2. 非金銭報酬等は支給していません。  
 3. 上記には、2022年7月15日付をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	神 庭 重 信	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しました。取締役会においては、精神医療に関する高度な専門的見地を活かし、外部的視点から助言や提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	北 康 利	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席しました。取締役会及び監査等委員会においては、銀行出身者としての豊富な知識と高い見識に基づき、客観的かつ独立した立場から助言や提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 仁 良	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席しました。取締役会及び監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	野 口 由 美 子	社外取締役（監査等委員）就任後に開催の取締役会10回の全てに出席しました。また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席しました。取締役会及び監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地を活かし、経営の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第32条に、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
取 締 役 (業務執行取締役等 であるものを除く。)	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

- ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
  - (ロ) 取締役、監査等委員及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。
  - (ハ) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
  - (ニ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
  - (ホ) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
  - (ヘ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
  - (ト) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。
- ② 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項
  - (イ) 取締役、監査等委員及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
  - (ロ) 取締役及び監査等委員は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (イ) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
  - (ロ) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査等委員に直ちに報告するものとします。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとしします。
  - (ロ) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
  - (ハ) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとしします。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を当社子会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
  - (ロ) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとしします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。
  - (ハ) 内部監査室は、当社及び当社子会社の業務の適正性に関する監査を行います。
  - (ニ) 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは当社子会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。
- ⑥ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査等委員に事前の同意を得ることとしします。
  - (ロ) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は監査等委員の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査等委員以外からの指揮命令を受けないものとしします。

- ⑧ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
  - (ロ) 補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
  - (ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制
- (イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員から報告を求められた事項について速やかに監査等委員に報告するものとします。
  - (ロ) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査等委員に定期的に報告するものとします。
  - (ハ) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
  - (ニ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するものとします。
  - (ホ) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査等委員に定期的に報告するものとします。
- ⑩ 監査等委員へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報規程において、監査等委員に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

- ⑫ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 代表取締役は定期的に監査等委員と会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員監査の環境整備に努めるものとします。
  - (ロ) 監査等委員は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
  - (ハ) 監査等委員は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制につき以下のような具体的な取り組みを行うなどの運用をしております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は合計13回、リスク・コンプライアンス委員会は5回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室との間で随時意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門及び子会社の業務執行の監査を実施いたしました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
※本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,901,274</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,452,537</b> |
| 現金及び預金          | 1,683,140        | 1年内償還予定の社債      | 115,400          |
| 売掛金             | 1,893,223        | 1年内返済予定の長期借入金   | 540,320          |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,494            | リース債務           | 2,302            |
| 前渡金             | 50,892           | 未払金             | 216,348          |
| 前払費用            | 93,820           | 未払費用            | 129,349          |
| 未収入金            | 1,027,752        | 未払法人税等          | 227,498          |
| 短期貸付金           | 1,700,000        | 預り金             | 25,997           |
| その他             | 18,030           | 賞与引当金           | 185,427          |
| 貸倒引当金           | △570,079         | その他             | 9,894            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,344,825</b> | <b>固定負債</b>     | <b>3,404,929</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,308,528</b> | 社債              | 250,000          |
| 建物及び構築物         | 162,931          | 長期借入金           | 3,148,186        |
| 建物附属設備          | 1,272,483        | リース債務           | 6,590            |
| 工具、器具及び備品       | 449,371          | その他             | 153              |
| 車両運搬具           | 27,690           | <b>負債合計</b>     | <b>4,857,467</b> |
| リース資産           | 14,838           | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 減価償却累計額         | △700,261         | <b>株主資本</b>     | <b>3,385,231</b> |
| 土地              | 81,475           | 資本金             | 337,138          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>395,841</b>   | 資本剰余金           | 334,138          |
| ソフトウェア          | 28,827           | 利益剰余金           | 3,714,058        |
| のれん             | 367,013          | 自己株式            | △1,000,102       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>640,455</b>   | 新株予約権           | 3,401            |
| 敷金及び保証金         | 414,783          | <b>純資産合計</b>    | <b>3,388,633</b> |
| 長期前払費用          | 59,978           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,246,100</b> |
| 繰延税金資産          | 165,609          |                 |                  |
| その他             | 84               |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,246,100</b> |                 |                  |

## 連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額       | 額          |
|---------------------|-----------|------------|
| 売上高                 |           | 10,663,127 |
| 売上原価                |           | 7,308,461  |
| 売上総利益               |           | 3,354,666  |
| 販売費及び一般管理費          |           | 1,588,519  |
| 営業利益                |           | 1,766,147  |
| 営業外収益               |           |            |
| 受取利息                | 33,627    |            |
| 助成金収入               | 34,769    |            |
| 消費税等差額              | 11,624    |            |
| その他                 | 7,556     | 87,577     |
| 営業外費用               |           |            |
| 支払利息                | 16,029    |            |
| 社債利息                | 1,550     |            |
| 固定資産除却損             | 815       |            |
| その他                 | 1,010     | 19,406     |
| 経常利益                |           | 1,834,318  |
| 特別利益                |           |            |
| 新株予約権戻入益            | 11,865    |            |
| その他                 | 134       | 12,000     |
| 特別損失                |           |            |
| 減損損失                | 43,152    |            |
| 投資有価証券評価損           | 77,356    |            |
| 事業整理損               | 2,618,636 | 2,739,145  |
| 税金等調整前当期純損失 (△)     |           | △892,826   |
| 法人税、住民税及び事業税        | 488,808   |            |
| 法人税等調整額             | △11,548   | 477,259    |
| 当期純損失 (△)           |           | △1,370,085 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) |           | △1,370,085 |

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

|                            | 株 主 資 本 |         |            |            |            |
|----------------------------|---------|---------|------------|------------|------------|
|                            | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 2022年4月1日残高                | 337,138 | 334,138 | 5,317,326  | △167       | 5,988,434  |
| 連結会計年度中の変動額                |         |         |            |            |            |
| 剰余金の配当                     |         |         | △233,182   |            | △233,182   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)        |         |         | △1,370,085 |            | △1,370,085 |
| 自己株式の取得                    |         |         |            | △999,935   | △999,935   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) |         |         |            |            |            |
| 連結会計年度中の変動額合計              | —       | —       | △1,603,268 | △999,935   | △2,603,203 |
| 2023年3月31日残高               | 337,138 | 334,138 | 3,714,058  | △1,000,102 | 3,385,231  |

|                            | 新株予約権  | 純資産合計      |
|----------------------------|--------|------------|
| 2022年4月1日残高                | 10,382 | 5,998,817  |
| 連結会計年度中の変動額                |        |            |
| 剰余金の配当                     |        | △233,182   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)        |        | △1,370,085 |
| 自己株式の取得                    |        | △999,935   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) | △6,980 | △6,980     |
| 連結会計年度中の変動額合計              | △6,980 | △2,610,184 |
| 2023年3月31日残高               | 3,401  | 3,388,633  |

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>       | <b>4,032,183</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,311,959</b>  |
| 現金及び預金            | 1,313,176        | 1年内償還予定の社債      | 115,400           |
| 売掛金               | 1,737,371        | 1年内返済予定の長期借入金   | 500,000           |
| 貯蔵品               | 4,494            | 未払金             | 205,111           |
| 前払費用              | 88,589           | 未払費用            | 96,189            |
| 未収入金              | 945,266          | 未払法人税等          | 184,706           |
| 関係会社短期貸付金         | 20,000           | 預り金             | 24,594            |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 13,160           | 賞与引当金           | 176,910           |
| 貸倒引当金             | △89,874          | その他             | 9,048             |
| <b>固定資産</b>       | <b>4,359,575</b> | <b>固定負債</b>     | <b>3,130,998</b>  |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>1,084,488</b> | 社債              | 250,000           |
| 建物附属設備            | 1,084,529        | 長期借入金           | 2,880,998         |
| 工具、器具及び備品         | 432,621          |                 |                   |
| 減価償却累計額           | △432,663         | <b>負債合計</b>     | <b>4,442,957</b>  |
| <b>無形固定資産</b>     | <b>28,803</b>    | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| ソフトウェア            | 28,803           | <b>株主資本</b>     | <b>3,945,399</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>3,246,284</b> | <b>資本金</b>      | <b>337,138</b>    |
| 敷金及び保証金           | 404,834          | <b>資本剰余金</b>    | <b>334,138</b>    |
| 長期前払費用            | 59,028           | 資本準備金           | 334,138           |
| 関係会社株式            | 583,400          | <b>利益剰余金</b>    | <b>4,274,226</b>  |
| 関係会社長期貸付金         | 3,589,756        | 利益準備金           | 750               |
| 繰延税金資産            | 839,688          | その他利益剰余金        | 4,273,476         |
| 貸倒引当金             | △2,230,422       | 繰越利益剰余金         | 4,273,476         |
| <b>資産合計</b>       | <b>8,391,759</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△1,000,102</b> |
|                   |                  | <b>新株予約権</b>    | <b>3,401</b>      |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,948,801</b>  |
|                   |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>8,391,759</b>  |

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       | 金 額       |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高          |           | 9,772,464 |
| 売上原価         |           | 6,690,562 |
| 売上総利益        |           | 3,081,902 |
| 販売費及び一般管理費   |           | 1,460,282 |
| 営業利益         |           | 1,621,620 |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 38,402    |           |
| 助成金収入        | 31,842    |           |
| 経営指導料        | 1,200     |           |
| 受取家賃         | 1,200     |           |
| その他          | 985       | 73,630    |
| 営業外費用        |           |           |
| 支払利息         | 14,888    |           |
| 社債利息         | 1,550     |           |
| 固定資産除却損      | 791       |           |
| その他          | 964       | 18,195    |
| 経常利益         |           | 1,677,055 |
| 特別利益         |           |           |
| 新株予約権戻入益     | 11,865    | 11,865    |
| 特別損失         |           |           |
| 減損損失         | 43,152    |           |
| 投資有価証券評価損    | 77,356    |           |
| 事業整理損        | 2,409,866 | 2,530,375 |
| 税引前当期純損失 (△) |           | △841,454  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 444,120   |           |
| 法人税等調整額      | △703,988  | △259,868  |
| 当期純損失 (△)    |           | △581,585  |

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

|                                  | 株 主 資 本 |         |         |           |                     |           |
|----------------------------------|---------|---------|---------|-----------|---------------------|-----------|
|                                  | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利 益 剰 余 金 |                     |           |
|                                  |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |
| 2022年4月1日残高                      | 337,138 | 334,138 | 334,138 | 750       | 5,088,244           | 5,088,994 |
| 事業年度中の変動額                        |         |         |         |           |                     |           |
| 剰余金の配当                           |         |         |         |           | △233,182            | △233,182  |
| 当期純損失 (△)                        |         |         |         |           | △581,585            | △581,585  |
| 自己株式の取得                          |         |         |         |           |                     |           |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額 (純額) |         |         |         |           |                     |           |
| 事業年度中の変動額合計                      | —       | —       | —       | —         | △814,767            | △814,767  |
| 2023年3月31日残高                     | 337,138 | 334,138 | 334,138 | 750       | 4,273,476           | 4,274,226 |

|                                  | 株 主 資 本    |            | 新株予約権  | 純資産<br>合計  |
|----------------------------------|------------|------------|--------|------------|
|                                  | 自己株式       | 株主資本<br>合計 |        |            |
| 2022年4月1日残高                      | △167       | 5,760,102  | 10,382 | 5,770,485  |
| 事業年度中の変動額                        |            |            |        |            |
| 剰余金の配当                           |            | △233,182   |        | △233,182   |
| 当期純損失 (△)                        |            | △581,585   |        | △581,585   |
| 自己株式の取得                          | △999,935   | △999,935   |        | △999,935   |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額 (純額) |            |            | △6,980 | △6,980     |
| 事業年度中の変動額合計                      | △999,935   | △1,814,703 | △6,980 | △1,821,683 |
| 2023年3月31日残高                     | △1,000,102 | 3,945,399  | 3,401  | 3,948,801  |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 井 肇  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 池 田 宏 章  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 平 井 肇  
業務執行社員指定社員 公認会計士 池 田 宏 章  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルビー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

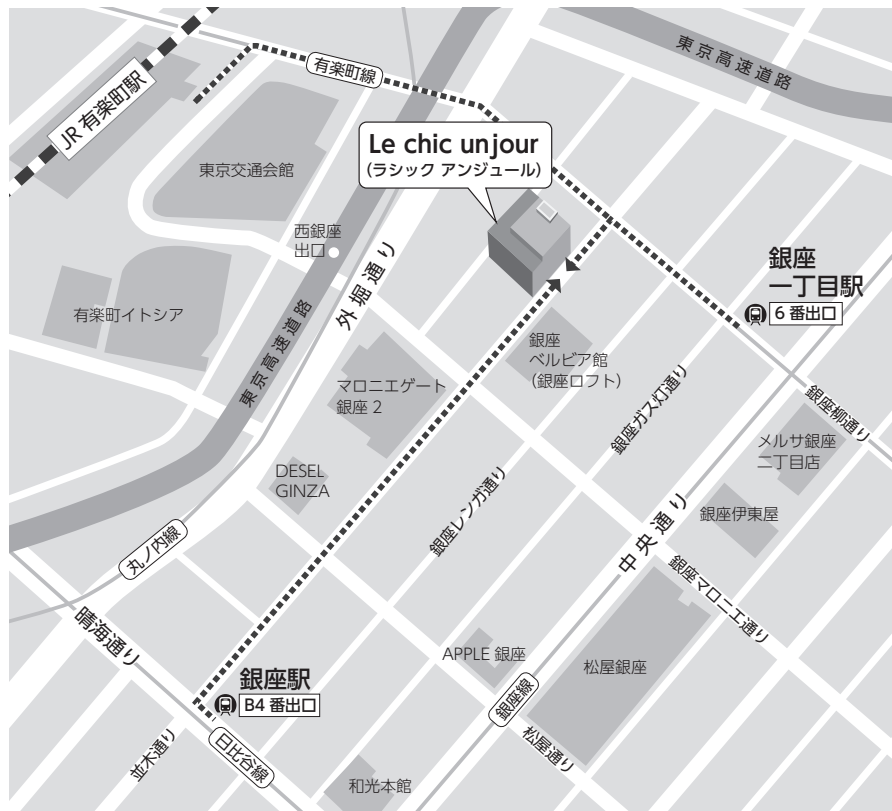
2023年5月16日

ウェルビー株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 渡辺 絵理 ㊟  
社外監査等委員 北 康利 ㊟  
社外監査等委員 佐藤 仁良 ㊟  
社外監査等委員 野口 由美子 ㊟

(注) 監査等委員北康利、佐藤仁良及び野口由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



**日時** 2023年6月27日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時15分)

**会場** 東京都中央区銀座二丁目3番6号 銀座並木通りビル6階  
Le chic unjour (ラシック アンジュール)

### 交通機関のご案内

東京メトロ「銀座駅」B4出口から徒歩3分

東京メトロ「銀座一丁目駅」6番出口から徒歩2分

JR「有楽町駅」徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。